

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 15 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47 カ所）
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

保医発 0715 第 1 号
令和 7 年 7 月 15 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和7年厚生労働省告示第198号及び令和7年厚生労働省告示第199号をもって改正され、令和7年7月16日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1） 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬3品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2） 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （3） （1）及び（2）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 9 4 0	3, 4 8 6	1, 9 8 0	2 8	1 2, 4 3 4

2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬9品目及び注射薬3品目）について、掲示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和8年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	1 5 6	1 0 0	4 1	0	2 9 7

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

バルバーサ錠 3mg、同錠 4mg 及び同錠 5mg

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*FGFR3* 遺伝子変異又は融合遺伝子が確認された患者に投与すること。」とされているので、*FGFR3* 遺伝子変異又は融合遺伝子を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

② 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「PD-1/PD-L1 阻害剤による治療が可能な場合にはこれらの治療を優先すること。」とされているので、本製剤をPD-1/PD-L1 阻害剤による治療歴のない患者に投与する場合は、本製剤を投与することとした理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(参考 1)

薬価基準告示

N o		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	バルバーサ錠 3 mg	エルダフィチニブ	3 mg 1 錠	31, 810. 40
2	内用薬	バルバーサ錠 4 mg	エルダフィチニブ	4 mg 1 錠	41, 501. 70
3	内用薬	バルバーサ錠 5 mg	エルダフィチニブ	5 mg 1 錠	51, 009. 70
4	注射薬	ベバシズマブ B S 点滴静注100mg 「アムジェン」	ベバシズマブ （遺伝子組換え）〔ベバシズマブ後続2〕	100mg 4 mL 1 瓶	6, 901
5	注射薬	ベバシズマブ B S 点滴静注400mg 「アムジェン」	ベバシズマブ （遺伝子組換え）〔ベバシズマブ後続2〕	400mg16mL 1 瓶	26, 066

(参考2)

揭示事項等告示

別表第2（令和8年3月31日まで）

N o		薬価基準名		成分名	規格単位
1	内用薬	イマチニブ錠100mg「ヤクルト」		イマチニブメシル酸塩	100mg 1 錠
2	内用薬	局	セフカペンピボキシル塩酸塩細粒小児用10%「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1 g
3	内用薬	局	セフカペンピボキシル塩酸塩小児用細粒10%「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1 g
4	内用薬	局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1 錠
5	内用薬	局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠75mg「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1 錠
6	内用薬	局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「SW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1 錠
7	内用薬	局	セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「TW」	セフカペン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1 錠
8	内用薬	局	セフジトレンピボキシル小児用細粒10%「SW」	セフジトレン ピボキシル	100mg 1 g
9	内用薬	局	セフジトレンピボキシル錠100mg「SW」	セフジトレン ピボキシル	100mg 1 錠
10	注射薬	ベバシズマブB S点滴静注100mg「第一三共」		ベバシズマブ（遺伝子組換え）〔ベバシズマブ後続2〕	100mg 4 mL 1 瓶
11	注射薬	ベバシズマブB S点滴静注400mg「第一三共」		ベバシズマブ（遺伝子組換え）〔ベバシズマブ後続2〕	400mg16mL 1 瓶
12	注射薬	ボルテゾミブ注射用3mg「ヤクルト」		ボルテゾミブ	3 mg 1 瓶